

平成14年11月29日

各 位

株式会社まんだらけ
代表取締役社長 古川 益蔵
(コード番号 2652 東証マザーズ)
問合せ先
取締役経理部長 川代 浩志
(TEL 03-3228-0007)

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成14年11月29日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、平成14年12月20日開催予定の当社第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者(以下、「新株予約権者」という。)
当社の取締役および従業員
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式150株を上限とする。
なお、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が権利行使又は消却していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、合併や会社分割により、本新株予約権が承継される場合も、当社は必要な調整を行うものとする。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
150個(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (4) 各新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が発行日の東京証券取引所におけ

る当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値を払込金額とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。新株発行の代用として自己株式を処分する場合にも、次の算式を準用する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、既発行株式数とは、当社保有の自己株式数を含まないものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年12月21日から平成24年12月20日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当の理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権を行使する者と当社との間で締結した本新株予約権に関する契約に違反していないことを要する。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が、新株予約権を行使しないこと、または行使できないことに確定したときは、当社は取締役会決議により、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

当社は、いつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

当社の新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(注) 上記の内容については、平成14年12月20日開催予定の当社株主総会において、「当社取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上